

## 第114回郡山市都市計画審議会 議事録（概要）

### 1 開催日時

令和7年1月28日（火） 午後2時00分から午後2時45分まで

### 2 開催場所

郡山市総合福祉センター 5階集会室

### 3 出席者

(1) 委員 15名（20名中）

(2) 事務局 10名

### 4 会議の公開・非公開の別及び傍聴者

公開 傍聴者なし

### 5 議題

#### (1) 報告事項

第113回郡山市都市計画審議会に付議された案件について

#### (2) 議事

議案第1号 県中都市計画地区計画の決定について（安積町明見前地区計画）

議案第2号 建築基準法第51条ただし書きによる許可について（特殊建築物の位置）

#### (3) 協議事項

郡山市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例について

各項目について事務局から説明を行い、議案第1号、議案第2号について委員の同意を得た。

### 6 審議内容（要旨）

#### (1) 報告事項

##### 第113回郡山市都市計画審議会に付議された案件について

##### 【事務局】

県中都市計画地区計画の決定について（喜久田町金久保地区計画）、令和6年8月28日に都市計画決定の告示を行った。

<委員からの主な意見・質問及び事務局の回答>

なし。

#### (2) 議事

##### 議案第1号 県中都市計画地区計画の決定について（安積町明見前地区計画）

##### 【事務局】

「郡山市市街化調整区域地区計画運用指針」に基づく「安積町明見前地区計画」について位置規模、考え方など地区計画案を説明し、委員全員の同意を得た。

<委員からの主な意見・質問及び事務局の回答>

なし。

## 議案第2号 建築基準法第51条ただし書きによる許可について（特殊建築物の位置）

### 【事務局】

産業廃棄物処理施設の新設について位置、規模、都市計画上の支障などを説明し、委員全員の同意を得た。

<委員からの主な意見・質問及び事務局の回答>

### 【委員】

最初にいただいた資料では廃プラスチックの1日当たりの処理能力が5トンを超えるものとなっていたが、本日の説明で6トンに変わったのは何故か。

### 【事務局】

最初に送った資料では、廃棄物処理法施行令第7条に基づき5トンになっていたが、今回の審議では、建築基準法施行令第130条の2の3第1項第3号に規定する工業専用地域内の産業廃棄物処理施設に基づき6トンに修正を行ったため、最初に送った資料と相違が生じている。

### 【委員】

廃タイヤの中にはスチールワイヤーも含まれていると思うが、そちらも同じように処分して大丈夫か。また破碎した際の粉塵について安全対策がされているか。

### 【事務局】

廃タイヤに含まれるワイヤーについてはタイヤ同様に1インチまで破碎し、破碎する施設とは別の圧縮する施設によってプラスチックと金属を圧縮し燃料の作製を行うため同時に破碎して大丈夫である。また破碎する際の粉塵については、霧を吹きかけ粉塵が飛ばないように処理を行う。

## (3) 協議事項

### 郡山市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例について

#### 【事務局】

郡山市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例について、条例策定の経緯、内容等を説明し、委員全員の同意を得た。

<委員からの主な意見・質問及び事務局の回答>

#### 【委員】

市街化調整区域内の既存集落において、法律で認められた建築物以外の建築物の建築が制限されていた、とあるが、法律で認められた建築物について教えてほしい。

#### 【事務局】

都市計画法第34条に規定されている建築物であり、許可を得て建てられる建築物として分家住宅などがある。その他許可不要で建てられる建築物もあり、農家住宅や市街化調整区域になる前から存在する建築物の建て替えがそれに該当する。

#### 【委員】

今回の条例を施行し新たに可能となるのはどういったものか。

#### 【事務局】

この条例により、例えば農家要件を持たない方が住宅を建てたい場合に許可を得て住宅を建築することが可能になる。